



本会議の模様

区議会のしくみ・区議会のしどと

国議会の役割

地方自治の精神は、近代国家における民主主義の最も基本的な考え方となっていきます。憲法が特に「地方自治」の章を設けているということは、正にその現われです。そして、地方自治の基礎である住民の意思を決定する議決機関として、議会を設置することが憲法第93条に定められています。

本会議と委員会

全議員で構成する区議会の会議を本会議といいます。区の重要な事項は、全て本会議で決定します。そのほかに議員の区政に対する一般質問などが行われます。本会議は、傍聴することができます。傍聴券は会議開始予定時間の1時間前から区議会事務局で交付します。

議会へ取り扱う問題を専門的に審査及び調査する

議決

区長や議員から提出された議案などを審議して、議会の意思を決めるなどを議決といいます（下図参照）。

選挙、選任・任命同意

議会は、議長や副議長、選挙管理委員などを選挙で選びます。また、区長が副区長、監査委員を選任します。

議會と長

葛飾区には、団体としての意思を決める議会（議決機関）と議会の決定に基づき事業を執行する区長（執行機関）があり、議会の構成員である区議員と、執行機関である区長は、ともに区民による選挙で選ばれます。

議会と区長はそれぞれ独立の機関で、対等の立場であり、権限・役割が明確に区分され、相互の牽制と均衡によって公正な行政を確保するという、チェック・アンド・バランスの機能を生かして、区民のために区政を推進していきます。

議長・副議長

(特別委員会)として、都区制度・行革、危機管理対策、都市基盤整備の3特別委員会があり、予算や決算を審査する特別委員会が毎年設置されます。このほか、議会の運営を協議するために、議会運営委員会が設置されています。

委員会は、所定の手続きにより、傍聴することができます。

区政の調査と監督

区の仕事が正しく行われているかどうかを調査し報告を求めるのも、議会の大切な仕事です。本会議で一般質問を行い、委員会で区から受けた報告に対し質問をするなど、常に、区政をチェックしています。

また、監査委員に専門的な監査を求めて、結果の報告を受けます。委員会は議決により議会の閉会中も審査や調査を行うことができます。

会派

議長は、議事を整理し、議場の秩序を保持するとともに、議会事務の指揮監督を行います。さらに、対外的には議会を代表します。

副議長は、議長が欠けた時、病気や出張で不在の時に議長の代わりを務めます。

請願等の受理と審査

議会の意思は、多数決によって決められます。そこで、共通の意見や考え方を持つ議員が、それらを議会の意思に反映させようとして結成したグループを、会派と呼んでいます。

会派は、単独の政党に所属する議員で結成する場合や複数の政党所属議員で結成する場合など、さまざまですが、円滑な議会運営を行っていく上で必要なものです。

意見書、要望書の提出と決議

報告を方法とともに、議会の力せらるな大事です。本会議で一般質問を行い、委員会で区から受けた報告に対し質問をするなど、常に、区政をチェックしています。

また、監査委員に専門的な監査を求めて、結果の報告を受けます。委員会は議決により議会の閉会由も審査や調査を行うことができます。

議案審議の流れ

